

福祉のまちづくりに関する懇話会 会議録（令和2年度第2回）

日時	令和3年3月17日（水） 18:25～19:30
場所	旭川市民文化会館 第2会議室
出席者	鬼塚 晃任, 鎌本 かおり, 川口 勤, 神田 典行, 菊池 亮汰, 齋藤 建児, 佐々木 和雄, 高森 崇, 玉田 昌嗣, 林 欽一, 飛驒 晶子, 廣岡 輝恵, 廣長 賢治, 吉政 文代（敬称略）  福祉保険部次長 小島 浩吉志 福祉保険部福祉保険課長補佐 古川 雄輔 福祉保険部福祉保険課地域福祉係 川原 拓
会議の公開・非公開	公開
傍聴者	なし
会議資料	資料1 (仮称) 福祉のまちづくり条例 構成案 資料2 (仮称) 福祉のまちづくり条例骨子 (案) 作成の考え方 資料3 (仮称) 福祉のまちづくり条例骨子 (案)

※（仮称）旭川市福祉のまちづくり条例を「条例」と省略して表示する。

1 開会

2 議題

(1) (仮称) 福祉のまちづくり条例骨子 (案) について  
(事務局)

福祉保険課長補佐から資料1～3に基づき説明した。

(参加者)

- ・「地域共生の福祉のまちづくり」の使い方に違和感がある。
- ・「地域共生」という単語は単体で使われることが少なく聞き慣れない。一般的には「地域共生社会」という一つの単語として用いられる。
- ・「地域共生の」と「福祉の」と言う2つの修飾語がまちづくりにかかっている。
- ・(4) 市の役割の4においても、「地域共生の福祉のまちづくり」と記載があるが、「地域共生社会」という表現の方が一般的ではないか。

(事務局)

・「地域共生の福祉のまちづくり」という言い回しについては、市役所内部でも意見が出ており、より適切な表現について今後検討を進めていきたい。

(参加者)

- ・合理的配慮という言葉が盛り込まれたのはいいと思うし、画期的なことだと思う。
- ・合理的配慮という単語は使われ始めてから日も浅く、一般の認知度はまだまだ低いと思う。
- ・しかし、定義が分かりづらいので、もっと分かりやすくした方がいいと思う。

前半部分の文章はまだしも、後半の「特定の場合～」の部分が特に分かりづらいので、もっと分かりやすい表現にしてほしい。

(事務局)

- ・合理的配慮の説明文についても市役所内部で様々な意見があり、現状では「障害者の権利に関する条約」の文章をそのまま引用している。今後色々な方の意見を参考にしながら、分かりやすい文章にしていきたい。

(参加者)

- ・評価検証の項目が新たに加わったが、どのような形で評価結果を市民に届けることを想定しているのか。

(事務局)

- ・市の取組の評価については、既存の計画等では年に1回関連する事業の実施状況や成果について評価し、ホームページ上で公表するケースが多く、同様の方法をイメージしている。

(参加者)

- ・福祉のまちづくりにおける支援対象者として、色々な対象者が漏れないように具体的に記載されているが、最近はそのような支援対象者を支援する方への支援という視点も必要だという認識が広がってきている。
- ・具体的には、高齢者を支援している家族に対する支援も必要性が高まってきている。
- ・(4)市の役割のオにしか、家族という単語が出てこないなので、全体に関わることとして、盛り込んでほしい。

(事務局)

- ・家族の役割についての認識はあったが、そこに対する支援という視点は抜けていた。今後どのような形で盛り込めむのがいいか検討する。

(参加者)

- ・家族への支援への重要性については、同じ意見である。
- ・福祉的な支援が必要な市民の中で、「若年性認知症疾病者」だけ、具体的に標記されていて違和感がある。また、ひきこもりや精神疾患者については対象者に含まれているのか。

(事務局)

- ・若年性認知症患者については、市役所内部において考え方の整理を進める中で、現状の制度では取りこぼされるケースとして、対象者に盛り込んでほしいという意見を踏まえ、具体的に明記した経緯がある。初診から6か月間は何の福祉的支援が受けられない場合もあり、制度の狭間で取りこぼされるケースになりかねない。
- ・ひきこもりは、社会的少数者に、精神患者は障がい者に、含まれているものと整理しているが、各対象者の表現をそろえる必要性は感じている。

(参加者)

- ・「障がい者」を「障がい児者」に改めて、障がい児についても明確に位置付けてはどうか。

(事務局)

- ・「障がい児」については、障がい者としての括りではなく、区別無く子どもとして見なしで欲しいという意見もある。様々な方から御意見を伺いながらどのように表記するのがいいのか検討していきたい。

(参加者)

- ・この条例は、市として福祉のまちづくりの考え方を示した上で、それぞれの役割を市民に対してアピールし、そうした役割を果たしていきながら、福祉のまちづくりを推進していくためのものということではないか。

(事務局)

- ・そのような条例を目指しており、市民・行政・関係者が共通認識に立ち、同じ目的に向かってまちづくりを進めていくための基礎となるものにしたいと考えている。

(参加者)

- ・条例の目指す目的については概ね納得できるものであるが、条例を実効性のあるものにするためには、この目的を達成できたかどうかの評価が大切であり、評価結果を次につなげていける具体的なものである必要があると思うが、現状ではどのように考えているのか。

(事務局)

- ・既存事業・新規事業含めて、基本理念の実現につながる事業を整理し、それぞれの事業が目的を達成できたかについて、1年に1回評価した上で、その後の事業の見直しや改善につなげていくイメージである。
- ・また、定期的実施している市民アンケートにおける、福祉のまちづくりに関連する項目についての結果に基づいた検証を行うことも考えられる。

(参加者)

・現在策定を進めている福祉的な計画が2つほどあると思うが、地域共生社会を意識した計画になっていると感じている。条例だけではなく、福祉的な計画と同時に評価検証を行う方法もあると思う。

(事務局)

・個別の福祉的な計画も同じ方向に向かっていく必要があり、各計画の評価が条例の評価につながってくる。

(参加者)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、経済界は冷え切っている。
- ・何とか早く立ち直って、福祉のまちづくりに関わることができればと思う。

(参加者)

・評価について、ホームページは関心のある人が見るものであり、関心のない人に認知させるような方法も必要になると思う。

(事務局)

- ・市民広報での周知という選択肢もあるが、それも全員が読んでくれるとは限らない。
- ・関心のない人への周知は課題と思うので、効果的な手法について検討していきたい。

(参加者)

・地域共生社会の実現は本当に難しい。昔は近所でお互い支え合うことが当たり前だったが、今はそういう社会になっておらず、日常的に近所で困り事を相談し合える状況ではない。

・弱い立場の人を助けることが福祉だと思うので、現状の課題について整理し、解決方法を議論することが重要である。

(参加者)

・支援対象者に、その家族も含めてはどうかという発言があったが、同意見である。

・福祉に係わる職員でも、基本的取組から具体的にやるべきことがイメージできず、何をすればよいかわからないという意見が多く、難しさを感じた。

(参加者)

・支援が必要な人がとりこぼされないように何重にも支援体制を整えることが重層的支援ということだと思う。

・最近、災害などで命を守る地域での活動が重視されてきており、自力で避難できないような人を地域で支える活動が必要とされてきているが、地域活動に関わる団体等においても後継者不足が深刻化している。

(参加者)

- ・この条例の大きな目的は、地域共生社会の実現であり、福祉の取組への賛同者をいかに増やしていけるかが重要であると考えます。
- ・そのためには、分かりやすい表現で市民に伝えていけるような内容にすることが必要である。

#### 4 その他

(事務局)

- ・福祉保険課長補佐から次回の日程調整について連絡した。